

重度心身障害者医療費支給事業 窓口払い無料化のご案内

平成27年4月1日診療分より、越生町・毛呂山町内の指定医療機関において、医療費（保険診療分）の窓口払いがなくなりました。

越生町では、心身に重度の障害のある方を対象に、医療機関で受診した保険診療による一部負担金等を支給する事業【重度心身障害者医療費支給事業】を行ってきました。これまで医療費の申請には、医療機関の窓口で支払いを一度済ませる必要がありましたが、平成27年4月1日診療分より、医療機関での窓口払いがなくなりました。

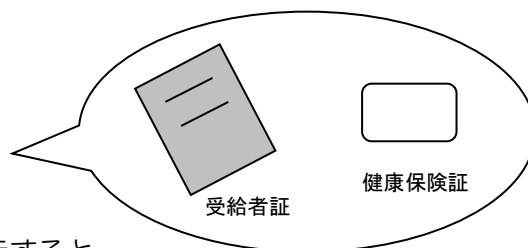
●診療時には・・・

指定医療機関に受診する際、
重度心身障害者医療費受給者証

（オレンジ色）と**健康保険証**を提示すると、
医療費の窓口支払いがなくなります。（受診毎に提示してください）

●指定医療機関とは・・・

越生町・毛呂山町内で、町と協定を交わした医療機関です。（裏面の一覧表をご覧ください）指定医療機関には、右記のステッカーが掲示してありますので、ご確認ください。



●次の場合は、従来の方法で申請してください

次の場合は、医療機関の窓口での支払いが発生し領収書が発行されますので、従来の方法により、重度心身障害者医療費支給申請書に領収書を添付し健康福祉課へ申請してください。

- ① 指定医療機関以外での受診。
- ② 医療機関に受診した際、受給者証と健康保険証を忘れた場合。
- ③ 一医療機関の入院・通院別で一月（ひとつき）の支払いが21,000円以上かかる場合。（窓口での支払いがなく診療を開始し、同月半ばで21,000円以上となった場合、遡って当月分の医療費全てをお支払いいただきます。）
- ④ 長期特定疾病の薬局分。

- 注1） 保険診療の対象とならない自費分（特定療養費の初診料、薬容器代、健康診断料、予防接種、差額ベッド料、文書料など）は窓口での支払いが発生します。思わぬ支払いが発生する場合も考えられますので、念のため必要な費用を必ずお持ちください。
- 注2） 平成27年4月以前に受診された領収書をお持ちの方は、従来の方法で申請してください。（受診日より5年まで有効）
- 注3） 転出などで越生町での受給資格がなくなった場合は、必ず届出をしてください。その際に受給者証は健康福祉課へお返しください。
- 注4） 健康保険証の変更、氏名変更、住所変更等、変更が生じた場合は、必ず届出をお願いします。

問い合わせ：越生町役場 健康福祉課 福祉担当
Tel 049-292-3121（内線114）